

マルチ決済ポイント付与サービスに関する規約

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約において、次の用語は次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「当法人」とは、一般社団法人三重広域DXプラットフォームをいいます。
- (2) 「本アプリ」とは、当法人が運営するモバイル端末向けサービスである『美村パスポートアプリ』をいいます。
- (3) 「美村PAY」とは、多気町が運営・提供するWeb決済サービスをいいます。
- (4) 「マルチ決済」とは、現金・クレジットカード・電子マネーその他の当法人が定める決済方法をいいます。
- (5) 「ポイント」とは、当法人がポイントサービスにおいて付与する『美村ポイント』をいいます。
- (6) 「ポイントサービス」とは、当法人が本アプリを通じて提供する『美村ポイント』の付与・管理・使用等に関するサービスをいいます。
- (7) 「本サービス」とは、本アプリを通じて当法人が提供する、マルチ決済に対してポイントを付与するサービスをいいます。
- (8) 「利用者」とは、本アプリの利用者であり、かつ、本アプリを通じてマルチ決済によりポイントの付与を受けようとする、または受ける個人をいいます。
- (9) 「本規約」とは、『マルチ決済ポイント付与サービスに関する規約』をいいます。
- (10) 「個別規約等」とは、本サービスに関して定められる個別規約、本規約の下位規約その他当法人が定める規約、またはルール、ガイドライン、ヘルプ、FAQ等をいいます。
- (11) 「本規約等」とは、本規約と個別規約等の総称をいいます。
- (12) 「美村PAY加盟店」とは、美村PAY加盟店規約に同意し、多気町との間で美村PAY加盟店契約を締結している事業者をいいます。
- (13) 「美村PAY加盟店規約」とは、美村PAY加盟店契約の内容を定めている規約をいいます。
- (14) 「本サービス利用事業者」とは、美村PAY加盟店の内、本規約に同意し、当法人より本サービスにおけるポイント付与業務の委託を受ける事業者をいいます。
- (15) 「本契約」とは、当法人と本サービス利用事業者との間の、本規約等に定める条項を内容とする契約をいいます。
- (16) 「本業務対象取引」とは、利用者が本サービス利用事業者との間で行ったマルチ決済により、本サービス利用事業者が利用者に対しポイントを付与した取引をいいます。
- (17) 「本業務」とは、本サービスにおけるポイント付与業務をいいます。

第2条 (目的・適用)

- 1 本規約は、本業務を本サービス利用事業者に委託し、本サービス利用事業者がこれを受託するに際して共通に適用され、本業務についてのルール、および本サービス利用事業者が遵守すべき事項を定めたものです。
- 2 本規約とは別に、個別規約等が存在する場合、本規約と個別規約等が一体となって一つの規約を構成し、本サービス利用事業者は、本業務を遂行するにあたって、本規約等の定めに従うものとします。ただし、本規約と個別規約等の内容が矛盾する場合は、個別規約等が優先します。
- 3 本規約等の規定の一部が法令等に基づいて無効または執行不能と判断されても、本規約等のその他の規定は有効かつ執行可能となるよう必要な範囲で修正または解釈します。

- 4 本規約等の規定の一部がある本サービス利用事業者との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約等はその他の本サービス利用事業者との関係では有効とします。

第2章 本業務

第3条 (本業務の遂行)

- 1 本サービス利用事業者は、本規約等、美村PAY加盟店規約および当法人の指示等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとします。
- 2 本サービス利用事業者は、本業務の遂行に必要な機器、ソフトウェア、通信手段等を自己の責任および負担で用意するものとします。
- 3 本業務対象取引を行うことにより利用者に付与されるポイントは、本業務対象取引が行われてから、当法人が定める一定の期間（以下「ポイント付与待機期間」といいます）を経過した後付与されます。ポイント付与待機期間内に、利用者から本業務対象取引につき取消し、解除、返品等があった場合、本サービス利用事業者は、直ちに当法人に通知するものとします。
- 4 本サービス利用事業者は、ポイント付与待機期間内に限り、本業務対象取引の取消し、解除、返品に伴うポイント付与の取消しを行うことができます。ただし、当法人が認めた場合に限り、ポイント付与待機期間以降に、本業務対象取引の取消し、解除、返品に伴うポイント付与の取消しを行うことができます。
- 5 本サービス利用事業者は、本業務遂行の対価として、当法人に対して何らの請求を行うことができないことを確認し承認の上、本業務を遂行するものとします。

第4条 (再委託)

- 1 本サービス利用事業者は、本業務の遂行を第三者に再委託することができるものとします。
- 2 前項に基づき、本業務の遂行の全部または一部を第三者に再委託する場合、本サービス利用事業者は、本契約に基づき本サービス利用事業者が負担する義務と同様の義務を当該第三者（以下「再委託先」といいます）に負担させるものとし、当法人が要請したときは、当該再委託先との契約書の写しその他当法人が指定する書類を当法人に提出するものとします。
- 3 本サービス利用事業者は、再委託先の履行について、自ら履行した場合と同様の責任を負うものとします。
- 4 前各項の規定は、本サービス利用事業者が再委託先を変更する場合、変更後の再委託先との関係にも適用するものとします。

第5条 (本業務対象取引に関する資料の保存および開示)

- 1 本サービス利用事業者は、本業務対象取引の領収書・売上台帳その他の本業務対象取引に関する取引履歴・取引の内容がわかる資料（以下「本業務対象取引資料」といいます）を、保存するものとします。
- 2 本サービス利用事業者は、当法人の求めがあった場合、直ちに本業務対象取引資料を開示するものとします。
- 3 本サービス利用事業者は、当法人の求めがあった場合、当法人による本サービス利用事業者の店舗、事務所、事業所等への立ち入り検査に応じるものとします。
- 4 本サービス利用事業者は、前2項に違反した場合、当法人に対して、違約金として次の各号に定める金額の合計額を支払わなければならないものとします。
 - (1) 10万円
 - (2) 虚偽その他不正な手段により付与されたポイント数に3を乗じた金額

第6条 (ポイントの誤付与時の処理)

本サービス利用事業者は、本業務対象取引で付与するべきポイントと異なるポイントを付与した

場合、直ちに当法人に報告するものとします。

第7条（禁止事項）

本サービス利用事業者が、本業務の遂行にあたり、故意または過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当すると当法人が判断する行為を行うことを禁止します。本サービス利用事業者がこれらの禁止行為を行った場合、当法人は、事前の告知なく本契約の解除することができ、および違約金として10万円（第4号に違反した場合は、10万円と虚偽その他不正な手段により付与されたポイント数に3を乗じた金額の合計額）の請求を行うことができます（なお、当該違約金は、当法人が違約金の金額以上の損害を受けている場合、当該損害について賠償を求めることを制限するものではありません）。当法人が行ったこれらの措置に関する本サービス利用事業者からの質問または苦情は一切受け付けておらず、これらの措置により本サービス利用事業者に何らかの損害が生じたとしても、当法人は一切責任を負いません。

- （1）法令・行政指針等、または本規約等もしくは美村PAY加盟店規約に違反する行為
- （2）公序良俗に反する行為その他の不正な行為
- （3）虚偽または誤解を招くような情報を提供する行為
- （4）虚偽その他不正な手段によりポイントを付与する行為
- （5）当法人または第三者の財産権、企業秘密、ノウハウ等を侵害する行為
- （6）当法人または第三者（個人か法人か、私人か公人かを問わず、ID、ニックネーム、本名等、いかなる手段により特定されるかを問いません）の信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- （7）有害なコンピューター・プログラム等を提供する行為
- （8）本規約等に基づき本契約を解除された本サービス利用事業者が、当該解除の原因となった事情が解消していないにもかかわらず、再度本契約の締結を求める行為
- （9）利用者の個人情報を本業務遂行以外の目的で収集しもしくは蓄積する行為、またはこれらの行為の準備行為
- （10）本業務の遂行に際して取得した利用者の個人情報を、当該利用者の明示的な承諾なく本業務遂行以外の目的で利用し、または第三者に提供する行為
- （11）他人（架空人を含みます）になりすます行為（当該他人の許可を得たか否かを問いません）
- （12）前各号に定めるほか、当法人が合理的な根拠および理由に基づき不適切と判断する行為

第8条（本サービス利用事業者の責任）

- 1 本サービス利用事業者は、自身の責任において本業務を遂行するものとし、本業務の遂行にあたりなされた一切の行為およびその結果について一切の責任を負います。
- 2 本サービス利用事業者が本業務の遂行（本規約等への違反の有無、利用者または第三者の権利侵害の有無等を問いません）に起因または関連して生じた全ての利用者または第三者からのクレームまたは請求については、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、当法人は一切責任を負いません。また、当該クレームまたは請求への対応に関連して当法人に費用が発生した場合または当法人が賠償金等の支払いを行った場合は、当該本サービス利用事業者は当該費用または賠償金等（当法人が支払った弁護士費用を含みます）を負担します。
- 3 本サービス利用事業者が、本業務の遂行に起因または関連して利用者または第三者からクレームもしくは請求を受けた場合、当該本サービス利用事業者は、直ちにその内容を当法人に通知するとともに、当法人からの要請に基づき、その経過および結果を当法人に報告しなければなりません。
- 4 第7条（禁止事項）に該当する行為によって本サービス利用事業者が当法人に損害を与えた場合、当法人は当該本サービス利用事業者に対して損害賠償の請求ができます。なお、前条に基づく違約金の支払いは、当法人による損害賠償の請求を何ら制限するものではありません。

ん。

第9条（違反行為の報告）

本サービス利用事業者は、他の本サービス利用事業者が、本規約等に違反し、または違反するおそれのある行為等を発見した場合には、当法人まで報告するものとします。

第10条（免責等）

- 1 当法人は、本契約に関し、本サービス利用事業者が損害を受けた場合、本サービス利用事業者が生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。
- 2 当法人は、本サービス利用事業者に賠償しなければならない場合、当法人が直近の1か月に当該本サービス利用事業者より受領したポイント付与手数料の金額を上限として、賠償するものとします。ただし、当法人の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第3章 ポイント付与手数料

第11条（ポイント付与手数料の支払い）

本サービス利用事業者は、当法人に対して、本サービスによる付与ポイントにつき当法人が別途定める手数料を、当法人が別途定める方法により支払うものとします。

第4章 雑則

第12条（個人情報等の取り扱い）

本サービス利用事業者は、本業務を遂行するに際して取得する利用者の個人情報を個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守して取り扱うものとします。

第13条（解除）

- 1 当法人は、本規約等に別途定めるほか、本サービス利用事業者が次の各号に定める事由に該当する場合、本サービス利用事業者に対し何ら催告その他の手続を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第7条（禁止事項）各号に違反したとき
 - (2) 美村PAY加盟店規約に違反したとき
 - (3) 美村PAY加盟店契約が終了となったとき
 - (4) 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払い停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (5) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (6) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - (8) 合併、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡があったとき
 - (9) その他信用不安が生じ、または本契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (10) 前各号の事由が生じるおそれがあると当法人が合理的に判断したとき
- 2 前項各号に定める事由に該当する場合のほか、当法人は、本サービス利用事業者が本規約等に違反し、催告の上相当の期間が経過したにもかかわらず、違反が是正されないときは、本契約を直ちに解除することができるものとします。
- 3 第1項各号または前項に掲げる事由が生じた本サービス利用事業者は、当該事由により生じた損害を賠償しなければならないものとします。
- 4 第1項または第2項により本契約が解除された場合、当法人は、本サービス利用事業者が損害

(逸失利益、弁護士費用を含みますがこれに限られません)が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第14条 (本契約上の地位)

- 1 本サービス利用事業者は、当法人の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位、または本契約上から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
- 2 当法人が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、当法人は、当法人の本契約上の地位、本契約に基づく権利・義務および本サービス利用事業者の情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、本サービス利用事業者は、当該譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。

第15条 (本サービス内容の追加・変更等)

当法人は、将来、次条(本サービス提供の一時停止・廃止)の各号に定める事由に該当するか否かを問わず、本サービスについて、事前に本サービス利用事業者には通知することなく、内容の追加もしくは変更または提供の一時停止もしくは廃止を行うことがあります。これに起因して、本サービス利用事業者には損害が発生した場合でも、当法人は一切の責任を負いません。

第16条 (本サービス提供の一時停止・廃止)

当法人は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用事業者には事前に通知することなく、本サービスの提供を、一時停止または廃止を行うことがあります。これに起因して、本サービス利用事業者には損害が発生した場合でも、当法人は一切の責任を負いません。

- (1) 本サービスの運営、本サービスの提供のための装置もしくはシステムの保守点検または更新(定期的なものか緊急なものであるかいずれかを問わない)を行う場合
- (2) 天災地変、戦争、テロ、暴動、法令・規則の制定改廃、政府機関の介入または命令、伝染病・感染症の流行、停電、通信回線やコンピュータ等の障害・システムメンテナンス等による中断・遅滞・中止・データの消失、データの不正アクセス、輸送機関の事故、労働争議、設備の事故等の不可抗力等により、本サービスの提供が困難な場合
- (3) 電気通信事業者による当法人に対する役務が提供されない場合
- (4) 法令等に基づく措置により本サービスの提供が困難な場合
- (5) その他当法人が、運用上もしくは技術上、本サービスの提供の一時停止もしくは廃止が必要であると判断した場合、または、不測の事態により本サービスの提供が困難と判断した場合(第三者からの本アプリ等への不正アクセス、有害なコンピューター・プログラム等により本サービスの提供が困難となった場合を含みますが、これに限りません)

第17条 (本規約の変更等)

- 1 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用事業者から個別の同意を得ることなく当法人の裁量で本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、本サービス利用事業者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合
- 2 前項に基づく本規約の変更にあたり、当法人は、本サービス利用事業者に対して、変更後の本規約の効力発生日および変更内容について、事前に次の各号のいずれかの方法により周知するものとします。
 - (1) 本サービス利用事業者への電子メールの送信
 - (2) その他当法人が適切と判断した方法
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降に本サービス利用事業者が本業務を遂行した場合、本規約の変更同意したとみなします。
- 4 本規約等の変更により本サービス利用事業者には損害が生じた場合であっても、当法人は一切

の責任を負いません。

第18条（専属的合意管轄裁判所）

本規約等に関して紛争が生じた場合、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（存続）

- 1 終了事由のいかんにかかわらず、本契約が終了した場合、本サービス利用事業者は直ちに本業務の遂行を停止するものとし、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘因を中止しなければならないものとし、また、当法人のロゴ等を撤去または削除し、本サービス利用事業者の店舗その他本サービス利用事業者に関する媒体上から当法人および本サービスに関する記述を撤去または削除するものとし、さらに、本サービス利用事業者は、当法人から本契約に基づき付与された物品等、その他当法人から交付された一切の物品を、当法人の指示に従って直ちに当法人に返却または破棄するものとし、
- 2 終了事由のいかんにかかわらず、本契約が終了した後でも、本規約等のうち、第2条（目的・適用）、第3条（本業務の遂行）第4項、同条第5項、第4条（再委託）第3項、第5条（本業務対象取引に関する資料の保存および開示）、第6条（ポイントの誤付与時の処理）から第12条（個人情報等の取り扱い）、第13条（解除）第3項、同条第4項、第14条（本契約上の地位）から本条（存続）は、なお有効に存続します。

附則

2024年10月25日 施行